



柳井支部の取組について

支部長ルー No.6

H28 支部創生

山口県日本型直接支払推進協議会

(柳井農林事務所 農村整備部長)

柳井支部長 たけもと ひろのぶ
竹本 博信

1 支部の状況

柳井支部は柳井市、大島郡周防大島町、熊毛郡上関町、田布施町、平生町の1市4町からなっています。柳井地域は、温暖多日照な気象条件と都市近郊という立地条件を活かし、島嶼部^{とうしょぶ}では柑きつを中心とした農業が展開され、本土側では稲作が大半を占めるものの、法人組織を中心に小麦・大豆の生産や気象条件を活かした花き・いちごを中心とした園芸作物の生産等、多様な農業が展開されています。

制度開始の平成19年度は、18組織、取組面積490haであったものが、本年度は43組織、取組面積778haとなっています。当地域は県下でも高齢化が最も進んでおり、また農地面積の4割強が畑ということで、対象面積の2割程度の取組みとなっています。

2 活動組織の状況及び課題

活動組織は主として、ほ場整備が実施されたところやこれから南周防地区国営緊急農地再編整備事業によりほ場整備が実施される場所で組織されています。少数ながら、地域の棚田や樹園地を守るべく集落で取組んでいる組織もあります。

資源向上支払（長寿命化）の取組みは、19組織、取組面積484haとなっています。

中山間地域等直接支払制度は、本年度から第4期対策が始まっていますが、86協定、662haが取組んでいます。第3期対策からの移行の際、集落構成員の高齢化等により5年間の継続困難との理由で、16協定約80haが取組を断念されました。

当地域は大規模な水利施設が少なく、また半島・島嶼部は、集落や農地が点在しており、活動組織は小規模になる傾向にあります。一方、過疎化・高齢化が進む中で、制度を恒久的に継続していくには、活動組織の広域化を進め、各活動組織の事務負担を軽減することが不可欠となっています。

3 おわりに

地域を活性化し、美しい農村景観を維持していくために、本制度が創設されたものです。本制度の取組みが支部管内に更に広まり、充実した活動ができるよう、市町、JA、改良区など支部を構成する関係機関と連携しながら支援していきます。

中国四国農政局抽出検査（平成 27 年 12 月 7 日～9 日）について

山口県内（下関市、山陽小野田市、宇部市、山口市）7 活動組織において、農政局担当者による抽出検査が実施されました。その結果をご報告いたします。つきましては、関係機関とご協議のうえ、改善していただきますようお願いいたします。



- ① 農地維持支払の活動要件である適切な保安全管理のための推進活動など地元での話し合い等実施された際には打合せ内容等や議事録を作成すること。
- ② 見積書については、競争の原則から、複数社に依頼すること。（高額な物品、工事契約の際の参考見積徴収など）
- ③ 資源向上支払交付金（長寿命化）実施の活動組織において、完了届が出てきていない組織がある。完了届をもって、組織構成員が現地確認の後、請求書が提出され、交付金で支弁という流れとなりますので、契約に沿ったような契約関係書類の整理が必要。
- ④ レシート（感熱紙）のコピーを取っておくこと。
- ⑤ 水路、道路等の線物の工事を実施する際には、施工延長（出来形）確認写真を施工業者に撮影することを依頼する。
- ⑥ 事務処理費、事務作業費の名目で交付金を支弁しているが、根拠が不明であるため内規を作成すること。
- ⑦ 工事契約変更時の協議書、変更数量等がない。（整理しておく必要あり）
- ⑧ 日当整理簿がいつの活動に対する日当を支払ったかわからない。活動記録にあわせ日付、時間を記載すること。
- ⑨ 事務所貸借料の根拠が不明である。使用貸借等に際しての覚書等を作成すること。
- ⑩ 金銭出納簿の領収書番号を集落単位での通し番号をもって日付順で整理している。組織全体としての通し番号と集落単位の通し番号の2通り設定する等何か工夫を要す。
- ⑪ 年度末にまとめて活動出役日当等支払っているが、金銭出納簿記載金額と領収書記載積み上げ金額が一致していない。必要な金額をまとめて通帳より引き出すのは構わないが、それぞれの内訳を整理しておく必要がある。
- ⑫ 工事請負代金に係る振込手数料割引の件につき、請求書記載金額と振込額が異なるため、工事請負代金額に相当する消費税額を払っていない状況を是正すること。（業者が、振込手数料を免除している）
- ⑬ 工事請負契約書には約款（現場条件に伴う変更協議等の文言など）を付して活動組織として請負業者に何を求めているのか。設計図書等条件明示しておく必要がある。
- ⑭ パソコンリース代としての¥ 25,000 の根拠不明。内規等で決めるなど根拠を明確にする。
- ⑮ 工事によって、工事請負契約書と請書が混在している。「請書は単なる工事を承りました」でしかないと、変更案件が生じた際には変更不可。よって、工事請負契約書として統一を図ること。
- ⑯ **用水路ゲート新設工事や水門改修工事および農道舗装工事は、資源向上支払（共同）で出来る範疇を超えている。（※ この件については、統一的な見解を協議中です。）**